

令和7年10月28日
観 光 庁

旅行業者に対する意見聴取を行います

旅行業法第64条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見聴取会を開催します。

1. 対象となる旅行業者と開催理由

(1) 旅行業者

株式会社サンワールド・ツアーズ（観光庁長官登録旅行業第977号）

(2) 開催理由

旅行業法第6条第1項第10号の登録の拒否事由に該当するため

2. 意見聴取会の期日及び場所

(1) 日時

令和7年11月5日（水） 16:30～

(2) 場所

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館15階 観光庁A会議室

<注意事項>

- ※ 意見聴取会は公開いたしますので、傍聴を希望される場合は、下記【お問い合わせ先】メールアドレスに必要事項（氏名、所属、連絡先）をご記入のうえ、10月31日（金）17:00までに、お申し込み下さい。
- ※ 会議室の収容人員を超える場合は、申込み先着順とさせていただきます。
- ※ 意見聴取会の撮影は、冒頭のみ（意見聴取会開始前まで）とさせていただきますので、意見聴取時の撮影及び録音はご遠慮願います。
- ※ 撮影を希望される方は、意見聴取会の開始10分前までにA会議室前にお集まりください。

【お問い合わせ先】

観光庁参事官（旅行振興）付 貴田、上原

代表：03-5253-8111（内線27322、27315）

直通：03-5253-8329

メールアドレス：hqt-ryokogyo-chomon★gxb.mlit.go.jp

注：メール送信の際は「★」記号を「@」記号に置き換えてください。